

~ 13
6591
3



門へ13
號 3591
卷 3



國開闢由來記卷二

經津主武甕槌之二神より君臨の地を定む

平國の廣を授け幽冥を退けて保護となる

指漏漁者編

天照大御神の天上の高天の原不在し。邈乎其の豊葦原の中つ國のなを
残賊強暴横悪神ありて。平治をたてし。と知りて。八十諸神を集て問う
り。吾葦原の中國の邪鬼を撥平せん。と欲が誰と遣て宜くんとせしむれば。
命答て。天穗日命の傑を遣され。然らん昔ぞ申され。天穗日命
この地を降し。大己貴命の威勢強く。容易順化べし。
先其心で執んが為。表り媚従。三年に及ぬとも。や

酒田大学図書館
35.10.12
蔵書



報聞申さるるに、再その子大背飯三熊の大人を遣て、それを問ひて、
ひが、其父の深計あるを聴く。暫そ其意に従て、これもまた報聞申さる
し。其父天穗日命の遠く慮あること、これども報命あきせり。がごと
思せしむ。再天稚彦を遣され、紇さまひたり。さるるを天稚彦の頭國
玉の女子下照姫を娶てより、汚心を起し、自己の葦原の中國を取んと思
て、八年を経まども、遂に復命申さる。が故に、無名雄とゆる賤き者を遣
る。あまの御子、天稚彦これと察し、射殺する。崇禍
あり。天稚彦、高津鳥の殃に罹り、卒に身亡り。高天原の高皇
產靈尊、諸神を召會て、葦原の中つ國へ遣し、たのむ人者と選
ち、ひいに磐裂根裂の神の子、磐筒男、磐筒女が生る。經津王神、これ

住り、んと申て、此經津王の神を降べきに議定する時、天の石窟に住る
神、稜威の雄走の神の子、甕速日の神、甕速日の神、子、燿速日神、燿速日
神の子、武甕槌の神といひ、進出、豈唯經津王の神の、獨丈夫ありて。
吾の丈夫、あまの御子、さるるやと、辞氣慷慨、いひたれ。然に俱に行くと、此武甕
槌の神を經津王の神に配て、葦原の中國に遣り、これを平む。二神は
天上より、大己貴命の都、一、まゝと、これ出雲の國、五十田狹の地、
降到。小汀、十握劍を抜て、倒み地を植る。その鋒端、小踏、大國主
命、小問て曰く、高皇產靈の勅あり。皇孫を降り、此地に君臨し、
いと欲めす。先我等二神を遣さる。驅除平定しむ。汝如何。
速に避奉り、國を獻らんとす。や否と問へ、大國主神對て、吾の

速小避奉んといふも。吾子等の異心あり如何せん故小舟の
吾子小問く後小將報申んと。子等を召しに其子事代主神ハ
出雲の国あり三穂の寄小魚を釣んとて遊行けし熊野の諸手船
とて。今房總の浦より魚を束て来る船の數多の水手の船を操り如
くある舟小稻背脛といふを乗て使者と。高皇產の勅を事代主
の神小致し。詳小事此由と告させけし。事代主の神使者小對て
今天つ神のこれ借問の勅をいづく背奉べき。我父君も必速小避奉べし。
吾の素より違奉意ありけし速小八重の蒼柴垣の草舎と海島小造せ
く。栖遲を地と定て速小避奉んと。使者小答るに正統の大義の違
をうくするの道と以て己が身小先之を行て父を諫め遊讓去て速

小正理小伏し。父と不義小陷しめざりし。其徳の至るりのあり使者還
來て。これ有しを報命申せし。大國主神ハ使者の辭を以て。
二神小白し。我怖し子ざれも。既小避去奉ぬる。吾のいづく
背奉るべき。ゆきと我子小建御名方の神といふあり。これゆきこの由と
白さず。妨となくん。と申す間りなく。其建御名方の神ハ千引の
大石を手端小刺舉て。來る二神小向く。誰ぞや。吾國小未て忍く小
如此物言ど。察小吾父を謾て。吾國を奪んと欲するべし。吾かく
在る。いづくを許ん。いづか力競せんといひつ。手を出しけし武甕槌
の神との手を取。若葦を技が如く。搯批く。投離けし。勝難く。思ひ
けん。即小逃去と。追驅ゆき。追く科野の國。洲羽の海小到。拘收刺

殺さんとうらるとたふ建御名方の神恐怖竦踊て申ける何とぞ我を
許して殺さふことあるれ今より此地に住る其外へ出行ぬも我父
大國主の神と兄事代主の神の言小違り父兄の申さふ豊原の中つ
國へ天神の勅はましく献んと申けり此神は此誓の如く今も科野國諏
訪郡小祭祀ところ上の社の建御名方の神下の社の八坂刀賣命を齋奉り
るも我上下の諏訪の大明神と稱し湖上の社は前小あり小寒のころ
より湖の面厚く氷に神狐これと渡せると人馬ともたは蹤を認て往來する
こと平陸の如し二神の切小其辭を聽還來て大國主の神小其趣を語り
る大國主の神も吾子然申らへ逆奉るべきことありあは速小避奉る
べし。の吾逆奉る防禦んとせし國內諸神必當小同く御奉ると

すべし今吾避奉らる誰復敢て順さるりのあんとて巡平し時小杖たたり
廣牙を出し二神小授く曰吾此牙を以て卒小治功を成得たり天孫り
此牙を以て國を治たり國人吾此牙を献しと視るる恐怖を盡隨順
奉りて平安すゆふ吾治一頭露世界の事皇孫今より當治る吾
へ將小退て幽冥の間小之を擁護奉りて岐の神を二神小薦てその神吾小
代り從導奉るべし吾此より避去奉ると八十限とて迂曲深遠到易り
ざる幽閑寂寞之境小形を隱化を息て幽冥より此國を護んと言訖て遂小
身を隱さむひたり大國主神が天孫小奉り廣牙の終牙といふの枸骨木を
柄とわたり製する八尋牙あり天孫より傳り景行天皇の御代小至
すべし内裡小治るを傳建命小詔り東方十二道の殘暴神を鎮平し也

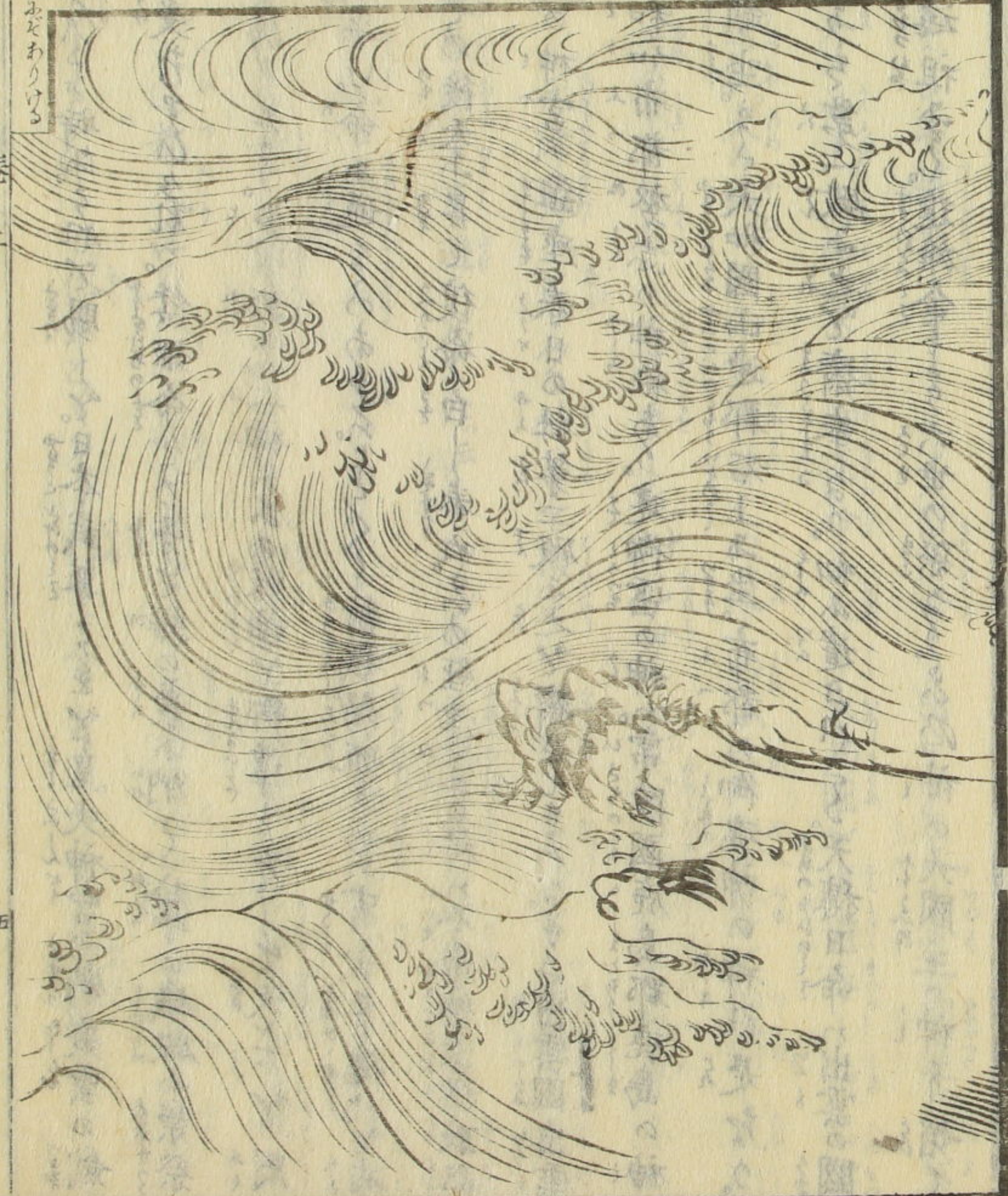
出雲別神門即大社
 大己貴神と祭國造代
 神代より司日本紀
 小南産産等初大己
 貴神曰三夜祭若天徳
 日命定ありて此
 穗日命の後裔とて國
 造と定るのこゝ國造
 本紀十世國造神代
 以後後命十一世孫年
 都々定て國造し之
 其子孫連綿との國造
 不傳のこゝ日本國造家
 の残るこゝ國造と紀伊國
 のこゝ國造とのこゝの
 ともせよこゝこゝ昔ハ
 こゝ國造よりと神壽
 詞を奏しと貞觀儀式
 純日本紀等とてこゝ
 大社の祭日毎年十一月朔日
 より十七日までなり其祭の
 こゝと海若の神の奉る
 舞とて龍蛇神の奉る



出雲國大社祭禮
 龍蛇神の海より上る處

花行隣春
 五

其時とて海に楯佐
 の濱より來りて其時
 湯を海に注ぎしより
 小島を涌出さる如く浪の
 音をたてて打す
 る浪つれはこゝより來と
 社名を證すこゝ雲羽方
 言に神庭草和名がハテ
 津名馬尾草とて海州
 と敷くはれは龍蛇神
 といはれざるは
 少も動くはれはこゝの
 持社神高きこゝ備大社
 東来とて其神の居る
 處を言ふ事大己貴神
 本靈本とて其神の居る
 地須き傳とて社圖
 といはれしは此書の附録に
 ならん欲し詳するは
 所不言一に其書を附録に
 又其書の内に國造の
 名はとて其書を附録に
 の神國を言ふはとてありける



古事記の記
命天照大神
神皇正統記
出雲國造家
の記

あまのひし時ふ。これと賜ふ。日本武尊と皇大神宮不獻。藪雲の劍
と受たひひなれ。倭姫命との子と緋の裏ふ納く。八尋の機殿ふ崇祭
たまひし。是ふ於く。二神の岐神と御導と。て天か下で周
流削平け。命の逆ものあまの。とくく斬戮歸順りの宿舎。普徳化と布
功成ての後天不昇て復命白奉ぬ。その経津主の神。今下總國揖取郡
揖取の神宮。鎮座。春日の社第二殿。之を齋とをみる。ま出雲國出雲
郡。和加布都努志の神社あり。建御雷の神。常陸國鹿島郡鹿島の神
宮。鎮座。ま大和國山邊郡石上坐。布都の御魂神の神社。是なり。
春日より第一殿。之を齋奉る。初遣され。天穗日命。出雲の國
造。遠祖少。進雄命より六世の孫。その神の大國主の神。婿て

國造諸國
てその國を
仁帝の御世
野見宿禰
不み移て往
朝奉る神
こと神下
を義す
り人た
をれも
がた
此の
從
旁訓
あ

三年ふある中を復奏さ。この忠誠より出ること。出雲の國造が神賀
詞。高天の神王。高御魂の皇御孫命。天か下大島國を重。避奉。一時出雲
臣等が遠祖。天の穗日命。國幹に遣。時天の八重雲と押別て天翔
國翔。天の下と見廻。反事申。畧巳命の兒。天夷鳥命。布都努志の
命を副。天降遣て。荒ふる神等と撥平け。國作。大神とも。婿鎮。大八
島國現事。頭事。事避。め。云と。ある。その天穗日命の功績より。大己
貴命の祭祀。天穗日命。命。主。ら。め。その子。天夷鳥命。下。これを受嗣
し。め。それより。世の國造。のゆる。を。朝廷。この神賀詞。を白奉。あり。國造
といふ。久。迹。都。久。里。の。久。里。の。約。の。幾。を。同。音。の。古。を。轉。て。い。ひ。後。ふ。音。は
く。さ。う。と。も。い。ひ。と。俗。を。く。と。と。約。て。よ。ぶ。なり。か。ま。が。一。國。を。と。め

開治ひらきたまはりする。久迹ひさあとの都みやこ古ふるとし。一縣ひとあきを治つらするを縣主あきぬしとし。天あめ下しもを造治つくりおさするを大國主おほくにぬしとし。上古かみの稱なづあり。神武天皇かむやマトの始はじめく天あめ下しもを治つらする。時ときあり。歸化奉きけいほうほうし。從したがふ治つらする。崇神天皇たけふみの御時みとき。天穗日命あめのひのひの十一世じゅういちせいの孫そん宇迦都久慈うかづくを國造くにつくりと定さだむ。始はじめとして成務天皇なりむすの御時みとき。天あめ下しもを盡つくく。天子てんしの御領みりやうとなす。國造くにつくりの僅わずかか其その一ひと所ところを賜たまへ。神事かみことの預あづかること。仁德天皇にとくの御世みよ。縣あきを郡こほりとして郡司こほりつかさを置おけ。即すなはち國造くにつくりを郡司こほりつかさとなす。文武天皇ぶんぶの御世みよ。郡司こほりつかさの外ほか。神事かみことを兼行かねかたせしめ。神事かみことを公事こうじと關かり。有あり。桓武天皇かんむの御世みよ。國造くにつくりは唯ただ神事かみことを掌つかさどり。郡司こほりつかさと別わかれ。今いまの出雲國いづものくに。國造くにつくりは往古むかしより。天穗日命あめのひのひのの後裔ごういあり。大社おほやしろの神事かみことを司つかさどり。其家そのいへ今いまも相續さうぞくして

斷絶つたする。わがま。わが例たとは。異域いよくあり。其その往昔むかしの國造縣主くにつくりあきぬしを。かの封縣ほうけんの制せいの如ごとく。成務天皇なりむすの御世みよ。改革かいかうする。唐土たうどの秦しんの始皇しやうわうの建たてる。郡縣ぐんけんの制度せいど。似にたり。右大將みぎおほしやう。賴朝らいぢやう卿けいを日本總にっぽんそう。追補おひきま使つかさどり。たす。より。天下てんか。諸候しよこうと。つら。の出來き。往古むかしの様よう。立返たてかへめ。四方よもの警衛けいゑ。全備ぜんび。磐石いはんしやくの固かた。此國土このくにを擁護ようごせ。神かみの幽計ゆうけい。不由よゆの。先ま。神器かみもの。世間よ。照てり。寶祚たから。天壤あめつちと。與あ。木この。花はな。開ひら。耶や。姬ひめ。を。嘲あざわ。靈威れいゐ。を。産室うぶむろ。不し。證あ。爾それ。天照大神あまてらすかみ。高皇產靈尊たかみかほのの命のみこと。不し。天照大神あまてらすかみの御子みこ。正勝せいしやう。吾勝ごしやう。速すみ。日ひ。天忍穗耳尊あめのみみ。不し。詔みこと。今いま。葦原あしはらの中國ちゆうごく。經津主つぎぬし神かみ。武甕槌たけかぢの神かみ。平ひら。訖しやく。ぬ。と。申まを。降くだ。知し。め。と。乃すな。忍穗耳命あめのみみ。答こた。た。入い。

かひてより其命^{そのみこと}降りて降^{くだり}べしと装束^{まゝらひ}する間^{まはら}子の生出^{なまれ}り。其名^{そのな}を天津日高彦火瓊杵尊^{あまのひたかひのひら}と稱^{なづ}す。此子^{このこ}を降^{くだ}べしと白^{まを}れり。此^{こゝ}に御子^{みこ}の高皇產靈尊^{たかみむすひのたま}の女栲幡千千姫^{むすめ}の生^うまはるとり。抑^{おさ}この天上^{あめ}に高間原^{たかまの}と申^{まを}す。高^{たか}くは蒼天^{あそ}をさすといふ稱^{なづ}原^のと云^いふ。廣平^{ひろの}なる所^{ところ}をいふの稱^{なづ}めり。これ則^{すなは}ち日輪^{ひの}世^よあり。天照大御神^{あまてらす}の天地^{あめ}と共^{とも}に無窮^{むぎつ}ふ。此^{こゝ}に高間原^{たかまの}に坐^まりて天地^{あめ}の間^まと照臨^{あて}す。御神^{みかみ}もまた世界^よのいづ^いゆる國^{くに}に此^{こゝ}に御靈^{みたま}と蒙^{まか}らざる處^{ところ}あり。天地^{あめ}の限^{かぎ}の大^{おほ}君王^{みかみ}なり。世^よに無上^{むじやう}至尊^{しそん}と云^いふ。此^{こゝ}に大御神^{おほみかみ}はゆる^{ゆる}くける。是^{こゝ}に於^おては瓊杵尊^{ひら}降^{くだ}るべしに議定^{ぎてい}たる。此^{こゝ}に天照大御神^{あまてらす}は天津日高彦火瓊々杵尊^{あまのひたかひのひら}八咫勾瓊^{やの}と八咫鏡^{やの}。鏡^{かみ}鏡^{かみ}鏡^{かみ}三種^{さんしゆ}の寶物^{たからもの}を賜^{たま}ひ。殊^{こと}に御手^{みて}の寶鏡^{たからかみ}を持^もつ。此^{こゝ}に寶鏡^{たからかみ}を視^みん。當^{まさ}に吾^{われ}を視^みる。如^{ごと}く。與^よ小^こ妹^いと。同^{おな}く殿^{との}と共^{とも}に。吾^{われ}の御魂^{みたま}と爲^なる。吾^{われ}の前^{まへ}に拜^{まが}り。如^{ごと}く齋祭^{いはい}と詔^{みこと}あり。此^{こゝ}に三種^{さんしゆ}の寶物^{たからもの}

の中^{なか}に玉^{たま}は是^{こゝ}に皇統^{すうたう}系^{けい}脈^{まく}の天璽^{てんたい}なり。鏡^{かみ}と劍^{けん}は萬世^{まんじ}守護^{しゆご}の神^{かみ}跡^{あと}なり。天照大御神^{あまてらす}の此^{こゝ}に降臨^{くだり}す。雄^{おとこ}其^{その}御靈^{みたま}の鏡^{かみ}に坐^まり。進雄^{しんゆう}命^{のみこと}は世^よに頭現^{あたま}現^まる。此^{こゝ}に雄^{おとこ}御神^{みかみ}の劍^{けん}止^{とど}ま。故^{ゆゑ}に御鏡^{みかみ}を伊勢^{いせ}の天照大御神^{あまてらす}と崇奉^{あが}り。神劍^{かみけん}を尾張^{おと}の熱田^{あつた}大神^{おほ}と齋^{いはい}祝^{いはい}す。永^{とこ}く國家^{こくが}の擁護^{ようご}と爲^なる。神^{かみ}裂^され。御魂^{みたま}と爲^なる。祀^{まつ}奉^{まつ}る。社^{やしろ}毎^{ごと}に御魂^{みたま}を裂^さて在^ある。佛^{ぶつ}家^けの分身^{ぶんしん}と爲^なる。佛^{ぶつ}の身^みを裂^さる。裂^されて現^まる。此^{こゝ}に裂^され。御魂^{みたま}と爲^なる。凡^{たゞ}人^{ひと}と雖^なも。死^し後^{のち}に子孫^{こそん}の誠^{まこと}の意^いあり。これに祭祀^{まつり}と爲^なる。其^{その}死^しを祖^そ宗^{そう}の識^し神^{かみ}に人^{ひと}玉^{たま}に託^{たく}す。これを受^うけ。必^{かなら}ず。況^{いは}や日^ひ比^ひ大神^{おほ}の皇嗣^{すうご}を祐護^{すけご}す。御魂^{みたま}のり。此^{こゝ}に鏡^{かみ}と劍^{けん}止^{とど}ま。玉^{たま}は温^ぬ潤^{じゆん}仁^に惠^ゑの徳^{とく}を表^{あらわ}す。鏡^{かみ}は清^{きよ}明^{めい}正^{せい}直^{ちく}の跡^{あと}を表^{あらわ}す。劍^{けん}は剛^{ごう}利^り智^ち斷^{だん}の行^{ゆき}を表^{あらわ}す。此^{こゝ}に如^{ごと}く皇^{すう}天^{てん}皇^{すう}祖^その授^{たま}はる。神^{かみ}器^きの護^ごと爲^なる。

素より智を以て争べらば。力を以て競つゝす。此唐土諸蕃の王種常く。君臣の分正らざる類と。豈日と同行し語べんや。天照大神は此三種の寶物を授け給ふ。中臣の遠祖天兒屋命。忌部の遠祖太玉命。稚女が遠祖天鈿女命。鏡作の遠祖石凝姥命。玉作の遠祖玉屋命。凡て五部の神を配侍し。復天兒屋命と太玉命と勅命らる。汝等二神同く殿内侍り。善防護とされ。中吾高天原に御めす。齋庭の稻穗を以て。吾兒に當御と因て皇孫に勅し。曰。葦原の千五百秋の瑞穂の國は是吾子孫の王たるべき地なり。宜く爾皇孫を治べ。行や寶祚の隆に當り天壤と與ふ窮なきんりのぞとのことなり。是よりして此瑞く藝命は。此葦原の瑞穂國に降たまりしと。そは行装を整たまひ。大伴の連は遠祖天忍日命。久米の連の遠祖天津久米の命は神

ら天の石鞆を取負ひ。頭椎の太刀を取佩。天の波士弓を取持。天の眞鹿兒の矢を手挾。御前あまの仕奉る已みて先驅者還り曰く。一神あり。天の八達之衢に居る。そは鼻長七咫。背の長七尋餘あり。口尻明輝。眼ハ八咫の鏡の如くはく。眸子の絶然と赤酸醬に似たりと白ふ。徒の神を遣て問へ。皆其風采を憚る。誰何と問ふ。言ふ。顧て天鈿女命をめて。汝も手弱女あまも。目勝面勝て。彼を蔑視する者あま。汝往くことと問へ。勅られ。天鈿女命は疾もその御意を得。聊も臆し。る状態なく。衢の神乃前へ往く。いさ。其物乳を露し。裳帯を臍の下ま。抑垂し。いさ。畏懼氣色もあ。笑嚙て立ちけり。衢の神。其潔清洒落ある容止を視。速もそは天鈿女命なることを知る。問て曰く。天の鈿女

汝が如此と云ふ何の故とや。鈿女對て天照大神の御孫の行幸一たす道
路ふかしく居者の誰なるも吾の勅を奉其名を問ひんが爲み來一なりと
いひたれば衢神對て吾もそれ天照大神の御孫の葦原の中國へ降臨さるるを
聽て迎奉んが爲み此ふ侍奉なり。吾名いとれ猿田彦大神と稱す。天鈿女復同
て曰く。然らば汝先啓て行んや。將吾汝先啓て行ん。猿田彦對て吾先啓行仕
まつらん。天鈿女復問く曰く汝啓行て何の處に到んとす。皇孫何處に到着た
まふべきもや。對て曰天神の御子の筑紫の日向の高千穂の穗觸の峯に到
まふ。是後吾の伊勢の國なる狹長田五十鈴川上に到て侍奉を
とて申ける。その後皇孫天の鈿女命詔さるる。かの御前ふ仕奉一猿田
彦の神と發願せし。汝これ伊勢國へ送致。猿田彦が妻とあり。

其神の名を汝負て仕奉と云ふ。いゝやうに猿女等。是れ猿田彦が名を
負て女を猿女といひ其苗裔の男も女も互に稱呼て君といふ天皇の電遇の
他不異なる所以なり。今の世に女御入内。御車の先乗者。何れ。鈿女乃
命の故實ふよれ。士大夫の婚禮も。是の遺風あり。これを桂女と呼く
輿の先導。小つらひ。と山城國葛野郡桂里より出づるといふ。是れ源氏物語
榮花物語など。阿麻我都といふも。代る偶人を用ゐるの事。今此這子も
是の例なるべし。是れ桂女といふ。天鈿女を目勝人ありといふ。目勝の義
なるべしといふ。それいさておき。天鈿女命の猿田彦の大神と回答く。詳を
此意を得。還詰て其報状を白あが。皇孫通々藝命。天の磐坐を脱離
れ。天の弥重棚雲を稜威道別道別。天降るや。猿田彦の神乃啓



獲田毘古神

天宇受賣命

日向國高千穂之穂觸嶺

天津日子番
能通藝命
降臨於筑紫
日向之高千
穂觸嶺圖



登由宇氣神

伊弉諾理度賣命

布刀玉命

草那理命

天津久米命

天鳥屋命

神靈

八咫鏡

天日命

玉祖命

行の隨不筑紫の日向の高千穂の檣觸の峯不到まひたり。天の彌重棚雲とりの風の
まわく往來して雨と雪となり。まゝ露霜とある白雲あはらる萬物の體不透明。
人の呼吸とある精粹氣あり。人の氣の中不住て此氣を知らばとてども仰
ぎんま青くと天上不充滿る。所謂蒼天の大氣おく進雄命の御歌不彌雲
起と詠ふも。あはれ氣のことあり。神に此氣不乘て虚空を往來せりあり。それ
より天鈿女命の榎田彦の神を送て。伊勢國度會郡五十鈴川上不止たり。まゝこの
高千穂の峯とりのふれとあはれ二處あはれと紛らひ。その一も今も高千
穂の峯とりのふれ。日向風土記にりたる如く。白杵郡あるこれなり。和名妙も。日向
國白杵郡知保郷あり。まゝ日向國の北の極あり。豊後國の塚不近し其辺を今も
高千穂の庄とりのふれとを今一と諸縣郡不ありて霧島山とりの此山日向國の

南の極あり。大隅國の塚あり。東西と分る。峯二つあり。西なる峯は大隅郡不屬
也。霧山とも霧島山ともいひて。東なる峯は日向國諸縣郡西なるは大隅國
贈吟の郡あり。東なる峯殊ふ高なり。鉾の峯とりの頂不神代の逆矛とて立り。
諸りのこれを拜む。語傳ふ云く。伊邪那岐。伊邪那美命。天浮橋の上より霧が
海を見下るふ島如くつる物あり。天の沼矛を以て檢探。その所不天降と
まひく。それを逆矛とて下りて入るなり。霧島山とりのふれも。あはれ由たりと
その土人のいふあり。この通々藝命の御古事也。彼二柱の神の御事不混傳し僻る也。
かれは白杵郡ある高千穂山も。諸縣郡ある霧島山も。俱れ古書不之現る。凡
ゆるる處なるを皇孫の命に降臨たまひし御跡に。何をらん決む。其故を
まの書紀の高千穂と。穂日二上と。異山あり。高千穂は白杵郡あるとそれなり。

楳日二上の霧島山とするといふ。二處とも其御跡といふべきこと。風土記の白杵郡
なるて高千穂の二上の峯とあり。二上も白杵郡なる方と云ふこと。又書紀にも
襲之高千穂の峯と云ふ。襲ハ大隅の地の名也。此ハ高千穂といふも霧島山の方と
あるときこれ然るおす。白杵郡なる高千穂山也。今時二上山といふこと。此も
中央の峯二あり。然りて登き山なりと國人語す。す。二神明神といふも有り。
楳日村楳觸の嶽と云ふ名も有り。と然る名も有り。後世に傳へたるも知らざり
ま。証と爲さしめ。風土記にも二上の峰とあり。凡て風土記の正しく其國中
古き傳説と記せるものなる。此白杵郡なるもの記す。霧島山の方を記さぬ
あり。霧島山ハ非らず。如くなきこと。古の風土記にも。たゞ書記の釋も。仙覽
が萬葉鈔等ハ往々引く。引くこと遺る。全き傳へられ。其餘の書ハ霧島

山の事も記さる。彼書にもあり。それを引減され。るや。らん。知らざり。
霧島山の方も正しく峯二あり。二上より凡て古に二上山といふ。皆峯二ある山
なり。す。峯ハ登る。稻穂の粗と投散り。路の開晴あるといふこと。此今現
在霧島山ハ遺る事也。風土記ハ白杵の郡なる條ハ記さる。す。神代の地
名も多し。大隅薩摩あり。彼此を以て思ふ。霧島山も必神代の舊跡と聞え
る。白杵の郡なるも古書にも多し。今も正しく高千穂といひて紛
なく信ハ直ち。さる地と聽も。わ。わ。何ぞそれ。一方ハ決ぐ。さる
と。古人も疑ふこと。今彼ハ遊。その説と。日向の高千穂の山ハ住民も
盡神の苗裔なり。と自い。他處ハ決。嫁娶。男女の風俗も大
小異。今ハ白麻と衣服と為。染色と用。男。袖の。さる

衣服を着、髪も惣髪中、後へ垂る。その地乃祭禮やも何とあり、古代の遺
風多きよりいひ。かつ事ハ、すなはちその地北口碑ハ昔の實事ハ存りの
あり。且風土記やも。高千穂とまらものにて考まひ決り。これ峯ハ降臨
たまひし一ものすとす。霧島山のくも。まじく神代の跡とわりのれど。
其土人ハ尋たらし。言傳ふること古の證とまきあともあらざるなり。
いげきあも何と。猿田彦の大神明。此日向國ハ皇國と概郭る基なる地
と知。伊勢の國ハ皇大神の御魂を鎮坐奉るべき所と。これを昧るる大古に
定かき。此地不隠く。以て皇運の發と待果し。其裔孫太田命倭姫命ハ
遇て。佐古之呂宇遲の五十鈴の川上ハ是日本國の中やも。殊ハ勝る地處り
申く。度會の宮に齋祀奉る。其靈智の透徹こと。凡愚の測度なき

とこらよゆ。天壤と與小窮なき寶祚の基と建つこと。此の如く煥明ハ
靈異あるハ全世界ハ此類あること。諺ハ伊勢と日向の物語ハ。此事ハ
傳ふるなり。まじく瓊々蕤命ハ高千穂の峯ハ降臨す。その所より遊行く。浮
渚わるところハ立せしむ。熟覽つて。まじく荒茫不毛なる處こと。宮居
と建つ所なきこと。まじく地ハ住まふべき邑と。あちこちと不見。行去るまじ
く。吾田の長屋の笠狭の奇と。今の日向國宮崎郡ハ高千穂の南と去ること
二十里あり。所ハ到らまひける。其地ハ住居する者あり。其人ハまじくの事と謀る
ハ智惠も道德も。その國中ハ勝る。土人ハまじくを呼ぶ。事勝國勝長狭
と。まじく歸らる。皇孫そのよと聞かまひ。まじく長狭と召く。吾宮居とまじ
地ハ何の處ハ可く。んと問ふまじ。けまじ。長狭對く。此ハ善地のまじ。宜しけれ

帶、左右の警言衛まらる。神前あく。
 翠のつる谷丸のつるひとろ鬼のまきこれ
 わりたの里のいふ歌を標返しうて
 をもたすべしのこといふも、古代の遺風
 ありと殊勝あり。此土はまむのり。
 大く農民の男女ともお圃しる。
 どの衣服も、同く袖廣くして
 袂とあるを、袴褌やの物を着。
 女の髪は、左右に分角子あひ。
 裂る麻を以て上よ。
 巻あつ、四角ある櫛せさん。
 男、他所へ行くとあまが。
 必刀とさく、これらのこと。
 是く神代の様の遺る
 りのるる、麻草を多く
 作り、粟、稷、黍、蜀黍、甘藷
 などを作、常の食料とす
 とり。詳ある、その其地の
 人、問下。



穂觸の
 農民此
 圖

古原隆春作
 神

この農民の遺風を、
 神代の様の優美の思ゆら

長袂が領すところ、此國內も、何處も、皇孫の御意あ合ところ奉らんと
 申け、皇孫のこの長袂は従く。宅地を撰び、其處に留住たまひ。一日
 皇孫外に出たまひ。一人の美女子を見たまふ。去の美人の名を鹿葦津姫。その
 の名を木花の開耶姫といふ。皇孫の美人に逢たまひ、汝誰の子を問たまひ
 たらば、妻の大山祇神の女なりと對。皇孫ま問たまふ。吾汝を以て妻と為んと
 欲。汝が意いふと、何れけむ。妻の大山祇神といふ父の在ぬれを、私にいふも
 申が。ゆく姉は磐長姫といふ。のらむ。それを實。已ごとくいひ。ごとく
 對。去の木花開耶姫が父の在らぬ私に對。ごとく辭。ま姉を實て嫁。ごとく
 と對。去の婦女子の節操正く。且謙遜の徳を具。後、皇孫の朝と聽て、産家不
 火を放。燄の中、御子を産る。勇断の漢土の昔、小無と、何れに、婦女子の

龜鑑とちとどきりあり。我邦よ。天孫降臨さまへざる以前より。かゝる傑出たる女子の生るも。全く此國土の他も最秀靈が致ところあり。自王大神の吾兒の王たるべき地と。豫てより定まひける所以あり。今駿河國富士郡淺間の神社に奉祀ところの御神は。此木花開耶姬命。小ましく。婦女子の尊崇奉ずべきものあり。木花開耶姬命。かく御對申せしに。よて。皇孫は大山祇神の許に女を得て妻とす。たまらんよとてい遣さる。のむ。大山祇神大に悦く。百取の札代の物と。數多く取持づ。種々此物を具く。今の嫁娶の聘奩好貨なるの如き。贈物を持し。奉り。皇孫とす。妹の甚凶醜不見畏て。之を返やせしむ。唯弟木花開耶姬と。たまひしを。石長姫。大に慙憤て。り。皇孫妻を介たし。て御く。

生るる御子の壽永しく。磐石の常磐存が。おとく。なると。今既ふ然らず。唯弟獨御たまふ。の。生る御子の。木花の。俄に遷轉移落。か如く。なると。を。詛ける。名。の。詛ける。心の凶醜。其面。不。皇孫。疾。察。畏。ふ。こと。なる。天上。其。壽。限。り。と。雖。瓊々。藝。命。の。御。齡。の。極。く。長。き。も。既。ふ。其。壽。の。限。ある。ま。の。地。界。一。降。臨。たまひ。て。千。七。百。餘。歳。を。過。す。と。能。く。御。子。彦。火。々。出。見。尊。ハ。五。百。八。十。歳。鷓。鴒。草。菁。不。合。尊。ハ。い。て。僅。小。百。四。十。歳。と。い。ふ。と。天下。知。り。あ。と。と。あら。此。年。數。る。る。一。然。ら。され。ば。二。千。七。百。四。十。餘。歳。と。い。ふ。合。が。し。の。が。ま。に。も。神。代。の。事。此。年。の。數。も。今。あ。り。て。明。小。知。る。其。後。の。天。皇。の。ま。御。齡。の。長。き。も。ま。の。範。圍。で。出。た。ま。を。び。し。と。漸。次。小。短。促。り。た。ま。ふ。こ。の。ま。

あの磐長姫が詛は由といひど。ゆで然るこゝのあらん。是乃天上と下界と
受得る身躰小。自差等相違り。所以て決し。一婦人の擲戻たる
詛小由りの不へゆ。されど婦人の心の偏僻する。咒詛の殃あること。古今
その例なきもあ。然るにこれこそまさ。後世の誠となす。まことなり。
さく木花開耶姫命と留まひく幸せ。一宿か。有身くまひたり。
月累て將小産ん。たまふきこと近くなり。木花開耶姫再皇孫見えて。
妾ハ天孫の御子を孕む。おま私よ生べき。あ。福を。まを奏と。ゆり。まを。
皇孫聴まひく。いふ天神の子なりとも。一宿か。て娘あ。何んや。それハ
吾子ハあ。ら。と。朝喚まひけ。木花開耶姫命ハ。あの御辭を聴
て甚く慙まひ。將小産んとす。お臨。遷ハ。八尋殿と。狭小室屋と。

入

造せ。誓て曰。吾娘と。後。り。あれ國の神は子なり。吾身も俱
お焼は。ん。是實ハ天神の御子なり。必全く生さ。一。ひて。其内
ハ。入。自。その室。火を故。焚立。火。初。燃。均。初。声。高。く
發。ま。ひ。生。出。御。兒。を。火。進。の。命。と。稱。一。次。火。の。盛。燃。中。見。尊
生。出。れ。ま。ひ。を。火。明。の。命。と。稱。次。生。出。ま。入。御。兒。を。彦。火。を。出。見。尊
又。の。御。名。を。火。折。命。と。稱。奉。つ。か。一。産。小。三。柱。の。御。子。を。生。ま。ひ。終。つ
後。小。木。花。開。耶。姫。の。命。ハ。火。爐。中。より。縱。容。と。立。出。れ。ま。ひ。皇。孫。小。對。つ
の。ま。ま。ま。ま。の。妻。が。生。り。御。子。及。妻。が。身。ハ。火。炎。中。ハ。あ。り。た。ら。其。難。小
罹。ら。ず。少。も。損。傷。な。ら。ず。と。な。く。一。三。子。とも。健。う。る。を。皇。孫。堅。ま。ひ。一
や。と。稱。れ。ば。皇。孫。の。ま。ま。ま。ま。吾。ハ。本。よ。是。吾。兒。なる。こと。ハ。知。ぬ。ま。ま。ま。



り一宿より有身と疑ひのもつらん。顧慮しあを衆人をて。
是吾子あり。天の神より一宿あり。娘むむるころ。まは汝が吾は遇。
この靈異不思議の威稜を見すこと。子等の倫は超る靈氣あること。
ども。明は世に知しあんとわりや。前日の朝辞はなせり。あうとを答ふまひ。
る。天上日輪界の光耀は。この地界に在り。物を燬火とあれども。日輪界に
在り。物を燬るころ。且此の如き光耀を。四方に護し。下土を照り。この世界
形多。必は。この世界の如き。晝夜といふこと。もた。一切の事を。この世界に
勝る。豊饒なる世界なるべし。天上にわが奇靈と。此あるころ。此地の人も
大古に。知てあり。ゆゑ。木花開耶姫の命。その産家は。火を放て。燬
て。国の神は。子あり。ざることを。證せ。なるべし。さて天津彦彦火瓊杵命



ら此日向國不在。御世を治すこと。年冬。この地界に在り。天上
界の如く。窮多。壽を保す。ゆゑ。故に。既に。降臨。此地界の主となり。
た。まひぬ。漸次。肉身の化。歸。ま。て。以て。老死の變。道。ま。り。
あ。終。お。崩。御。ま。り。けり。其。御。陵。日向國の埃山。在。と。雖。太古。薩
摩。大隅の國。も。日向國。の。ひ。ふ。り。此。御。陵。今。の。薩。摩。國。額。娃。郡。に。あり
と。り。御。子。の。ち。兄。火。關。降。命。の。の。づ。う。海。の。幸。あり。弟。彦。火。々。出。見。命。の。自
山の幸あり。ゆゑ。時。兄。火。關。降。命。試。ま。は。幸。を。易。ん。と。ん。ふ。その。意。に。任。て。易。
ま。ひ。が。各。其。利。を。得。む。兄。命。これ。を。悔。く。弟。命。の。弓。箭。を。返。す。己。が。釣。と。も
一。が。弟。命。の。魚。の。爲。に。その。釣。を。失。ひ。ま。ひ。尋。覓。ま。す。や。な。の。け。ま。ひ。
止。こと。得。む。別。に。新。る。釣。を。作。り。與。け。ま。す。兄。命。の。言。を。昔。に

受ずし。その故の鉤を返す。と頻々責む。弟命はこれと云ふ。たまたま己が横刀を鍛え。新なる鉤を多く造らせ。箕一ッ小盛と與ふ。かども。兄命をふその我故鉤を。多しと云ふも受ずして。益復急責。彦火と出見命。深これと憂。苦さし。ひ鉤を失する。海畔は。行。躊躇して吟きたまひ。一時滄海を。知看と。その進雄命の靈威。行。今。薩摩國。穎娃郡。枚聞の神社。和多都。美明神と祭。その塩土の翁の教導。不從て。海神豊玉彦。み會て。赤女。ゴロより失する。鉤を得。さ。ち。刺豊玉姫を娶て。海宮より歸す。みひ。得。と。これ鉤を。兄。授。兄命。不悔心。を起さ。めて。遂は。服さ。みひ。ける。より。兄命。ハ。遜退。て。弟彦火。出見命。日嗣の位を。受。さ。し。ひ。く。世を治。さ。し。ひ。く。を。此。妃。豊玉姫の生。さ。し。ひ。く。の。御子。を。彦。波。瀲。

武鸕鷀草薹不合命と稱す。彦火と出見命。天が下を。知。し。め。す。と。く。く。して。崩。さ。ぬ。日。向。の。高。屋。の。山。北。上。の。御。陵。不。葬。奉。る。ま。の。御。陵。も。今。ハ。薩。摩。國。阿。多。郡。と。大。隅。國。肝。屬。郡。と。ご。も。小。鷹。屋。郷。と。い。う。に。わ。り。て。高。千。穂。の。峯。の。西。の。方。ハ。大。隅。國。を。も。つ。此。御。陵。ハ。其。二。境。の。相。接。と。さ。ら。不。あ。る。べ。し。と。い。ふ。彦。波。瀲。武。鸕。鷀。草。薹。不。合。命。ハ。玉。依。姫。を。妃。と。し。た。ま。し。ひ。く。彦。五。瀬。命。稻。飯。命。三。毛。入。野。命。及。神。日。本。磐。余。彦。命。九。七。四。男。を。生。せ。さ。し。み。御。世。久。く。し。て。鸕。鷀。草。薹。不。合。命。ハ。西。州。宮。不。崩。御。した。ま。し。ひ。く。日。向。國。の。吾。平。山。の。上。の。御。陵。不。葬。奉。る。ご。も。今。ハ。大。隅。國。給。羅。郡。の。山。と。な。り。ま。す。此。三。御。代。の。間。不。漸。ハ。幽。頭。分。界。し。て。幽。冥。不。在。す。と。こ。ら。に。隱。身。の。神。と。世。間。不。在。と。さ。ら。の。頭。露。た。る。人。と。漸。不。そ。の。界。を。分。く。神。ハ。必。幽。冥。不。在。し。と。人。不。見。し。ま。り。ま。す。と。深。く。隱。て。國。土。を。擁。護。さ。し。み。

ことばのとなりて自神と人との差別の立ちたるなり。よるを神日本磐余彦命よ
 せ後ぞ人皇の御世と稱奉りたり。此の如く天上界より國を關基と建たむは
 天地と與は窮なき。天皇の御位あるが故も。あを天つ日繼ともいひ。此全
 世界中ふ冠する。世界惣本主の皇位と稱奉りたり。往歲尾張の國は人の
 魚日西望の地不漂流せしに。日本は神の助る國も。尊き國なりと魚日西
 亞人の言ふよしと記さむ。遠き異方の人すら。やあをを知らざるを
 我邦の人れ。その然る所以と辨ぶるの如何なるのあやむけん
 いと不審きあはむなり。

日本國開闢由來記卷二終



